京都府収入証紙廃止に伴う公園使用料の申請手続きについて

令和4年9月末の京都府収入証紙廃止に伴い、10月以降は以下の方法でお手続きいただきますようお願いいたします。

■公園の使用用途

- ・写真の撮影
- ・映画の撮影
- ・集会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの 他

(※京都府証紙規則第2条)

■令和4年10月以降のお手続き方法

【来所申請】(申請窓口で受付)

- 申請窓口に申請内容及び必要金額を確認。
- ・申請書に必要事項を記入の上、申請先庁舎内の支払窓口にて必要金額を支払 い、納付済証及びレシートを受け取り。
- 納付済証を申請書に添付し、申請窓口へ申請書を提出。

又は

【郵送申請】(納付書による納付)

- 申請窓口に申請内容及び必要金額を確認。
- ・申請書、返信用封筒(納付書用 (注1) 交付用 (注2) の2通)を申請窓口に郵送。(注1、注2) 長形3号又は洋長形3号の封筒を準備し、郵便番号、住所、氏名を記入のうえ、それぞれに切手84円を貼付。
- ・返信用封筒によって郵送された納付書により、金融機関又はコンビニで必要 金額を納付し、領収印押印済の納付書・領収書及び納付済証を受け取り。
- 納付済証を申請窓口へ郵送。

※お手持ちの京都府収入証紙は、令和5年3月末までご利用いただけます。